

町田市介護福祉士実務者研修受講費補助金交付要綱

第1 趣旨

この要綱は、補助金等の予算の執行に関する規則（昭和42年3月町田市規則第6号）及び町田市補助金等の交付に関する要綱（2017年4月1日施行）に定めるもののほか、町田市介護福祉士実務者研修受講費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 補助の目的

補助金は、予算の範囲内において、市内の介護サービス事業所において就労する者に対し、介護福祉士実務者研修の受講に係る経費を補助することにより、介護人材の育成及び定着並びに介護職員としてのステップアップを図り、もって高齢者福祉サービスの充実に資することを目的とする。

第3 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）介護福祉士実務者研修 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号又は第6号（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第21条第3号に定めるものに限る。）に規定する介護福祉士試験の受験資格を取得するための研修をいう。

（2）介護サービス事業所 次に掲げる事業又は施設を運営する事業所をいう。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）、同条第14項に規定する地域密着型サービス（夜間対応型訪問介護を除く。）若しくは同条第24項に規定する居宅介護支援を行う事業、同条第25項に規定する介護保険施設、同条第27項に規定する介護老人福祉施設、同条第28項に規定する介護老人保健施設又は同条第29項に規定する介護医療院

イ 介護保険法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）又は同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業

第4 補助対象者

補助の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 補助金を申請する日において市内の介護サービス事業所で就労しており、かつ、当該事業所において3月以上就労していること。
- (2) 過去に補助金又は国若しくは他の地方公共団体による同種の補助金等の交付を受けていないこと。

第5 補助対象事業

補助の対象となる事業は、介護福祉士実務者研修を修了する事業とする。

第6 補助対象経費

補助の対象となる経費は、第5に規定する補助対象事業に要する経費のうち、介護福祉士実務者研修の受講に要する経費（テキスト代及び実習に要した費用を含む。）で、当該研修の実施者に支払ったものとする。ただし、支払いに係る手数料は、補助の対象としない。

第7 補助金の交付額

補助金の交付額は、第6に規定する補助対象経費の額の実支出額から給付金（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項に規定する教育訓練給付金をいう。）その他の収入を控除した額とし、10万円を限度とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第8 補助金の交付申請の時期

補助金等の予算の執行に関する規則第5条第1項の規定により市長が定める時期は、介護福祉士実務者研修を修了した日から起算して1年を経過する日までとする。

第 9 様式

補助金の交付に関し必要な様式は、町田市補助金等の交付に関する要綱の規定にかかわらず、市長が別に定める。

第 10 補則

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、2025年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、2028年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

- 3 この要綱は、2025年4月1日以後に介護福祉士実務者研修を修了する者に適用する。